

環境モニタリング（河川水）

※ 環境基準 環境基本法の規定に基づく環境基準。地域の類形はA類型。

水質汚濁に関する環境基準：「生活環境の保全に関する環境基準(河川)」「人の健康の保護に関する環境基準」

※ A類型 水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの。

- ・水道2級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの。

・水産1級 ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

※「検出されないこと」とは、測量方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

環境モニタリング（井戸水）

※ 水質基準 水道法第4条に基づく水質基準は、水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)による。

環境モニタリング（大気質）

		環境基準	H28. 2. 8 ～H28. 2. 9	H29. 2. 23 ～H29. 2. 24	H30.2.22 ～H30.2.23	H31.2.20 ～H31.2.21	R2.2.26 ～R2.2.27	R3.3.8 ～R3.3.9	R4.3.7 ～R4.3.8	R5.2.14 ～R5.2.15	R6.2.6 ～R6.2.7	R7.2.20 ～R7.2.21
大気質(粉塵濃度)	mg/m ³	0.1 以下	0.057	0.005	0.047	0.045	0.031	0.014	0.021	0.013	0.007	0.015

※ 環境基準 環境基本法の規定に基づく環境基準。粉じんはSPM(浮遊粒子状物質)を重量濃度測定方法で測定。

※ 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒子が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。

環境モニタリング（騒音）

		環境基準		H27.2.24		H28.2.8		H29.2.24	
		昼間	夜間	昼間(作業時)	昼間(暗騒音)	昼間(作業時)	昼間(暗騒音)	昼間(作業時)	昼間(暗騒音)
騒音レベル	dB	55 以下	45 以下	34	34	32	32	35	35
※ 環境基準 環境基本法の規定に基づく環境基準。地域の類型は、A及びB。		H30.2.22		H31.1.30		R2.2.27		R3.2.19	
		昼間(作業時)	昼間(暗騒音)	昼間(作業時)	昼間(暗騒音)	昼間(作業時)	昼間(暗騒音)	昼間(作業時)	昼間(暗騒音)
		38	38	34	34	41	41	40	40
		R4.3.11		R5.2.14		R6.2.9		R7.2.20	
		昼間(作業時)	昼間(暗騒音)	昼間(作業時)	昼間(暗騒音)	昼間(作業時)	昼間(暗騒音)	昼間(作業時)	昼間(暗騒音)
		40	40	42	42	45	45	48	48

環境モニタリング（振動）

		環境基準		H27.2.24	H28.2.8	H29.2.24	H30.2.22	H31.1.30	R2.2.27
		昼間	夜間	昼間(作業時)	昼間(作業時)	昼間(作業時)	昼間(作業時)	昼間(作業時)	昼間(作業時)
振動レベル	dB	60 以下	55 以下	30 未満	30 未満	30 未満	30 未満	30 未満	30 未満
※ 環境基準 環境基本法の規定に基づく環境基準。地域の類型は、第1種区域。				R3.2.19	R4.3.11	R5.2.14	R6.2.9	R7.2.20	
※ 夜間は環境保全協定書に基づき作業を行わないため、昼間の作業時を測定。				昼間(作業時)	昼間(作業時)	昼間(作業時)	昼間(作業時)	昼間(作業時)	
				30 未満	30 未満	30 未満	30 未満	30 未満	

環境モニタリング（悪皇）

※ 稲穂其準 要旨防止法の規定に基づく規制其準 地域の類型は、日地域、溝辺地区会域、牧園地区会域、福山地区会域

※ 環境基準 惡臭防止法の規定に基づく規制基準。地域の類型
※ 自氣指數 による間の鳴當によって良いの度合いを数値化したもの